

第2回 十日町市上下水道事業審議会
議事録

日 時 令和3年8月4日（水） 13:30 ~15:25
会 場 十日町市役所防災庁舎 大会議室

【出席委員】飯塚一成委員、小松俊哉委員、笹原俊一委員、佐野比呂史委員、高津富士男委員、
田村由子委員、樋口則雄委員、山賀とし委員、山本しのぶ委員、
(欠席：児玉悦委員、高野忠富委員、高橋正也委員)

【事務局】十日町市上下水道局上下水道課 6名、有限監査法人トーマツ 2名

【傍聴】 5名

【報道機関】なし

1 開会

事務局：定刻となりましたので、これより「令和3年度第2回十日町市上下水道事業審議会」を開催させていただきます。

始めに、会議の成立についてご報告いたします。本日の審議会は委員12名中9名の委員の皆様がご出席でございますので審議会規程第6条第2項の規定により、会議が成立していますことをご報告いたします。

会議に先立ち、事務局からいくつか連絡させていただきます。

まず、本日の審議会は、当市が令和元年度から水道料金適正化検討支援業務について委託し、助言・指導をいただいております、有限責任監査法人トーマツ様より、公認会計士の藤巻様、浦葉様から参加いただいております。それでは、藤巻様、浦葉様、ごあいさつをお願いいたします。

(2名あいさつ)

藤巻様、浦葉様、ありがとうございました。

次に、お手元に配布をさせていただきました資料の確認をさせていただきます。事前配布資料として、【資料1】、「審議会次第」、【資料3】、「上下水道事業審議会の位置づけ」、【資料4-1】、「十日町市水道事業の現状把握・分析」、【資料4-2】、「水道料金の他都市比較・現行料金の分析」、「第1回 十日町市上下水道事業審議会 議事録」、当日配布資料として、【資料2】、「十日町市水道施設更新（長寿命化）計画の概要について」【資料5-1】「料金改定に向けた考え方パターン①」、【資料5-2】「パターン②」、【資料5-3】「パターン③」、となります。全てお手元にございますでしょうか。不足している場合は、事務局がお届けしますのでお申し出ください。

最後に、傍聴の方を含めまして、皆様にお願いをさせていただきます。携帯電話、スマートフォンの電源はお切りになるかマナーモードに変更してください。また、私語、拍手などはご遠慮ください。

2 会長あいさつ

事務局：それでは、第2回審議会を開始いたします。開会にあたり、佐野会長がご挨拶申し上

れます。佐野会長、よろしくお願ひいたします。

会 長：本日は暑い中、またご多用の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

前回の審議会で、関口十日町市長からは人口減少による料金の減収、高度成長期に急速に整備されました現有施設が次々と更新時期を迎える、その更新や維持管理経費に莫大な費用が近い将来予測され、経営改善、料金改定の見直しは喫緊の課題であるという話をいただき、令和4年度以降4年間の水道料金の在り方について、諮問をいただいたところでございます。

前回の審議会では、市の水道事業の概要、水道料金の算定要領に事務局から説明を受けた後、各委員の皆様から非常に活発なご質問ご意見をいただき誠にありがとうございました。

本日から本格的な審議となるわけですが、多くの皆様から忌憚のないご意見をいただき、市民の皆様あるいは企業の皆様が十分納得のできるような答申ができればと思っております。

樋口副会長をはじめ、委員のみなさまから審議会の円滑な進行にご協力を願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

事 務 局：佐野会長ありがとうございました。

3 経過報告

事 務 局：それでは続きまして次第3の経過報告に移らせていただきます。第1回の審議会では、まずは委員の皆さまから自己紹介をいただき、会長・副会長を決定させていただきました。次に「十日町市水道事業の概要」について、説明させていただきました。この中で、更新計画の資料が必要であるというご意見がありました。あわせて、会議の中ではないですが、委員の方から審議会の目的、進め方などがわかりにくいという意見がありましたので、本日、審議に入ります前に説明させていただきます。

事 務 局：【資料2】「十日町市水道施設更新（長寿命化）計画の概要」について説明

【資料3】「上下水道事業審議会の位置づけ」について説明

事 務 局：今ほど、事務局から経過報告ということで前回審議会での不足部分について補足説明させていただきました。主な報告事項は以上になりますが、その他は議事録でご確認ください。それでは、経過報告について、何かご不明な点等がございますか。

委員一同：(特になし)

事 務 局：それでは、特には無いようですので議事を進めたいと思います。これより先は、審議会規程第6条に基づき、佐野会長より議長をお努めいただき、会長の進行により審議会を進めて参りたいと存じます。佐野会長、よろしくお願ひいたします。

4 審議

(1) 諒問事項の審議

ア 十日町市水道事業の現状把握・分析

会 長：それでは、次第に基づいて進めたいと思います。次第4審議の「(1) 諒問事項の審議
ア 十日町市水道事業の現状把握・分析」について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：この議題につきましては、有限責任監査法人トーマツ様から資料説明をさせていただきます。

ます。それではお願ひします。

トーマツ：【資料4-1】・【資料4-2】、十日町市水道事業の現状把握・分析について説明)

会長：それでは、今の内容について、ご質問やご意見はありますでしょうか。質問のある方は挙手をお願いいたします。

A委員：【資料4-1】について老朽化の資料として管路更新率を重要視されているようですが、現状で0.5、0.6%できれば1、2%にしたいように聞き取れました。今日いただいた【資料2】に関して、管路更新費用の金額を算出されていますが、毎年の更新率を何%と見込んで算出されたものか教えていただきたい。

事務局：【資料2】の総事業費は管路だけの事業費ではなく、施設などすべて含めた事業費となっており、年度により老朽度は異なり、毎年の更新率は一概に言えませんが年間平均10億円をかけていけば40年間でおおむね更新が終わると考えており、算出しています。

A委員：それでは、40年で更新ということで、逆算すると現在の管路更新率のスピードをあげて更新するということで算出されているということでよろしいでしょうか。

事務局：その考え方でかまいません。

B委員：【資料4-2】P15右側のグラフについて、口径20ミリの使用水量が10トンと少ないところですが口径20ミリでこの量しか使っていない人がどれくらいいるのか、どれくらいの割合なのか、おわかりになつたら教えていただきたいと思います。

事務局：確かに、口径20ミリがここまで少ない方は少ないとと思われますが、使用水量は世帯人数等によって変わってきます。家庭用の考え方としては、昨年、他市で料金改定した際に口径13ミリ、20ミリの家庭用の方の割合が95%を占めるという資料がありまして、当市も口径13ミリ、20ミリの家庭用が95%を占めるという割合というのは近隣と比べましても平均的なのではないかなと思っております。

C委員：【資料4-1】P4にマンパワー不足とありました。現実的にどの地域も、ある程度予算があってもマンパワーがないと何にもできません。後半にシミュレーションが出てくると思いますが、十日町市は豪雪の中で特に6ヶ月くらいしか工事ができません。その中で国の制度が早期発注とか言っていますが、なかなか対応していただけない、という側面もあります。

いろんな意味で豪雪地域が協力しながら要望すればいいと思いますけれども、これらについて長期的なことを計画するにこの肝心なことが他方では問題になっているということを解消する国の政策や新しいビジョンがあるのかどうか、もし情報がありましたらお伺いしたい。

また、【資料4-2】P14では、厚生労働省が平成25年に新水道ジョンにおいて遞増型の制度も見直す必要があるという方針があったと思います。そういうのもあって遞増度の分析をされているだうなと思っていますが、十日町市において地下水の利用者がいろいろな形の料金賦課の方法を考えなければいけないと思います。十日町市は井戸だけで料金をもらうという形態はないと思いますが、P16の課題と対応策に地下水の対応策は書いてありませんが、対応策の記載はなくいいという解釈でよろしいのでしょうか。

事務局：マンパワー不足の件につきましては、ただ単に若い人がいない、減っているだけでなく、技術職の方の高齢化により技術の伝承が追い付いていないのが大きな理由となってお

ります。

国や水道協会が水道の広域化をするよう指導しています。当市は地理的要因によりなかなか平野部に比べ進んでおらず、ハードの面でかなり難しい状況です。

また、マンパワー不足に対応するために、民間活用の導入を考えなさいという動きもあります。宮城県では水道維持関係、企業会計関係を民間関係に委託したと実績が始まりました。

十日町はまだそこまでできておりませんが、大きな動きとしてはその 2 点と思っております。

地下水の利用につきましては、全国的な課題として捉えておりますが、この課題は病院や会社企業などが新しく建物を建てる際などに水道から地下水や雨水に切り替えることに対する対応ということで、考えております。他市では事前に企業を訪問して地下水ではなく水道を利用していただいたり、遅増制ではなく、遅減制の対応をとっていると聞いております。当市ではあまり新しく水道を利用せずに施設を利用するという事例がないので今後問題になってくれば対応策が必要ですが、現状としては対策をとっておりません。

D 委員：前回の審議会で耐震化の話があり、全国平均より遅れているという話がありました。今回の資料では特に耐震化や老朽管の老朽化対策がメインに書かれ、強靭化・耐震化という現況が特になかったのですが、これから料金を改定するにあたり住民、議会への説明をするにあたり耐震化が進んでいない現状があるから料金改定をするという説明の方が理解が得やすいのかなと個人的に思いました。耐震化については、今回は触れないのか、それとも全面的に出していくのかお聞かせいただきたい。

事務局：更新計画は老朽管を更新するにあたり当然耐震化もしていく予定なので、更新イコール耐震化という捉え方をしていただければ良いかと思います。

E 委員：【資料 4-2】P3 料金回収率が 100%を超えてるので単純に黒字で経営が成り立っているととらえたのですが、それにも関わらず企業債が増えていくという矛盾した数字をしているような気がしたので、そこを説明いただきたい。同時に P15 では口径 13 ミリ、20 ミリは 100%を切って矛盾している。実際今の水道料金の経営として、P3 は黒字なのに P15 は赤字について説明いただきたい。

事務局：専門的な話になってしまいますが、料金回収率の計算につきましては、企業債の発行を含まない計算になっております。企業の財務諸表で申しますと、損益計算書から計算され、企業債の残高というのは、貸借対照表に出てくるものとなっております。

料金回収率は収益性を表しておりますが、企業債を発行して施設を建てていくと減価償却費に影響してくるので直ちに料金回収率に影響してくるものではありません。

企業債が増えているということは投資をしているということですので、この後料金回収率が悪くなる分析になってきます。【資料 4-1】P. 14 に算出の算定式をいれてありますので参考にご覧ください。

次に【資料 4-2】P15 料金回収率が 100%下回っているのではということにつきましては、料金回収率を細分化したものとなっております。

左のグラフは口径 13 ミリを切り出しています。その中でさらに水量に応じて料金回収率が変わっているという分析を表しています。

少ない利用者の方が原価を回収できていない、たくさん使っている利用者の方が少ない

利用者の分も払っているということを示しております。

F 委 員：企業債は企業の一般銀行借り入れに比べて非常に低い利率かと思いますが参考に利率を教えていただけますでしょうか。

また、企業債の借り入れは限度額はどのように決めているのでしょうか。十日町市は民間銀行からの借入はありますか。

事務局：おおむね0.2%くらいです。予算の段階で、どれくらい発行するかを決め、議決を経て限度額を決定しますので毎年変動します。利率につきましても、借入先・借入内容や年数により変動します。簡易水道は、過去に市中銀行から借入れをした返済がまだある状況ですが、現在は上水、簡水ともに公的機関から借入れしております。

会長：それでは、ほかに質問が無いようですので議事を進めたいと思います。

イ 料金改定に向けた考え方（案）について

会長：続いて、次第4審議の「イ 料金改定に向けた考え方（案）について」となります。事務局は説明をお願いします。

事務局：（資料5-1 「料金改定の考え方パターン①」、資料5-2 「パターン②」、資料5-3 「パターン③」について説明）

会長：それでは、今の内容について、ご質問やご意見はありますでしょうか。質問のある方は挙手をお願いいたします。

D 委員：【資料5-3】パターン③の試算について、簡水は一般会計からの繰入も含めているのでしょうか。

事務局：建設改良費等の繰出基準内の繰入は含めていますが、赤字補填等の基準外繰入は含めていません。ただし、今現在繰入している中で、過疎債等の基準外分につきましては含めています。

会長：改定率38%という数字を見て、市民や企業にとって大変な数字と捉えたのは私だけではないと思いますが、地域や組織を代表として、また個人的な意見としてもかまいませんので何かございませんでしょうか。

G 委員：上下水道は市民、人間にとっても生きていく上で大切なことです。事務局から資料を用意してもらい、専門家の方をお招きして審議会にかけていくことは前向きな姿勢で参加させていただき意見していくかなければと思っています。生活して生きていく上で子ども達に財産を残していくために大切なことだと思います。消費者協会として、一般市民、利用者、専門家の意見を聞きつつ立派な着地をしたいと思っております。

E 委員：更新計画40年と10年の違いや、簡易水道を共通で運営するという意味の説明をお聞きしたいと思います。

また、【資料4-2】P16課題については、38.6%の中には課題は含まれず料金の話だけをしているのかどうかを教えてください。

事務局：公営企業は経営戦略を策定する10年間の中で課題を解消する必要があります。更新需要を10年間で解消としたものを始めに検討させていただきました。ただ、この10年で解消することが難しいということで当市は40年間でシミュレーションし、できるだけ更新を平準化し、優先順位を付け、更新費用を抑え、現状としてこの40年間のシミュレーションした更新計画を基にした数字の違いとなっております。

次に、簡易水道を共通で運営する意味としましては、上水会計・簡水会計を水道事業全体として利益を融通した場合を意味しております。

最後に【資料 4-2】P16 課題にある基本料金や基本水量の差というのは、料金体系の改定となりまして、今回の審議会では改定率が審議事項となります。この改定率をどれくらいにするかについてのご意見・緩和措置を検討いただき、課題については審議会で検討いただいた改定率を基に料金体系を不公平のないように検討したいと思っております。審議会の中では料金体系を決めるところまで検討しない予定です。

E 委 員：具体的に何がどう違うのかわかりませんでしたが、できるだけ改定率を下げようと検討した結果でしようが、少し難しいです。

会 長：私もパターン②と③の違いがよくわかりませんでしたが、改定率を抑えるために、共通という考え方でシミュレーションしたということですね。

事 務 局：上水会計と簡水会計は区域によりわかれていますが、それぞれで予算を計上し、決算をしています。本来であればそれぞれが黒字にしなければいけないのですが、予算はそれぞれで計上し、決算時に上水会計で利益が出た場合は、簡水会計の不足分を補填することで、赤字を解消し、一般会計からの補填ではなく公営企業全体としては赤字がない形にすることで料金の改定率を抑えることにつながります。できるだけ市民の皆様のご負担を減らすための方策のひとつとして考えております。

H 委 員：【資料 4-2】P16、P30 課題と対応策を見ると口径 13 ミリと口径 20 ミリの生活者の基本水量と割合以上を使ったら従量の増があるという話でしたが、大口使用者が多い中で、人口減少あたりになってくると大口の人だけが賄うのではなく生活者の私たちもそれなりの負担をしていかなければいけないということも含めてこの審議会があるのかなと思っています。そうした中で、基本料金と従量料金の単価の改定までは今回の審議会では話がないのかもしれませんがあまりにもお金の単位が大きく、広域化や簡水施設が 40 を超えているなど話が大きく住民として理解に戸惑ってしまい、すんなり理解できません。生活者の目線で、この口径だとひと月当たりいくらくらいになると具体的な話を聞いていただけすると理解が深まるため、結び付けて説明していただきたいと思います。課題を整理した話と料金体系をつないでいただきたいと思います。

会 長：たとえば、一世帯 4 人として平均 2 カ月の水道使用量の平均がこれくらいで、料金を引き上げるとどのくらいになるか生活者目線で分かるような資料を次回お示しいただきたい。

G 委員：個人的に会議の資料が送られてきた時点で水道料金は安いから値上げしなければいけないと思いました。例えばレストランに入り食事をする際、食後にパフェ等を食べると 1 回で 2 千円払うことになります。それと比較すると、山奥に住んでいても水道は出るし、トイレも水洗になっているし、町なかに住んでいる人の負担が大きいから、山奥に住んでいても便利な生活ができていると思っています。単純に値上げするではなく、昔は、水道が枯れることがありました最近は世帯や家族人数の減少により、水が足りています。その分、水道料金も納める人が少なく大変になってきているということです。この辺で料金を見直さないと、パンクしてからでは遅いと思います。説明の金額単位が大きいので、身近な話題に例えてもらえると話が見えやすくなるの

ではないでしょうか。

事務局：今回の審議会に関しましては、十日町市の水道事業の経営ということでみていただき、これから維持していくにはどれくらいの費用が必要で、そのためには水道料金をどれくらいの率で改定していく必要があるか検討させていただいた過程を説明させていただきました。これから市民の皆様、議員の皆様に説明させていただく段階につきましては、お一人当たりどれくらい増になるかも示させていただく予定です。第2回審議会においてはこういう形でしめさせていただきましたが、次回の審議会では改定率に応じた料金額をお示しいたします。

仮にですが、38.6%の改定をした場合、口径13ミリで10トン使用されている方ですと、税抜きで502円、20トンですと1,251円の増額になります。

あくまでも、38.6%の率を乗じただけの計算であり、課題の解消にもありましたとおり、基本水量をどれくらいとするか、基本料金・従量料金の割合をどうするかにより負担割合は変わってきます。こういった課題の解消につきましては、改定率をいただいたら、事務局で調整し、できるだけ平等になるよう検討します。

C委員：【資料5-3】パターン③の簡水の資本的収支の推計について、2028～2030年度の国（都道府県）補助金がゼロとなっていますが、建設改良事業はあっても、補助事業はしないということか確認させてください。

事務局：この補助金は中里未普及対象事業に対する補助金であり、ここでは今現在予定している補助事業で確実に見込まれる補助金を計上しておりますので、今後は変更の可能性があります。

A委員：シミュレーション③で行くと仮定し、【資料4-2】において対応策の案においてそれぞれの規模に応じた料金の案を示していただければ、消費者目線で住民説明にも不公平がないように公平に行った結果と示せると思います。できれば一つの案ではなくいくつのかの案で料金体系をどの程度にしていきたいか示していただければ審議会としても議論がしやすいと思いますので、次の審議会でお願いしたいと思います。

事務局：課題に関しましては、今までのところは改定率を検討していただいた後で、料金体系を検討していく上で修正していくべきところかと考えております。現在は、料金改定率を審議していますが、今後、審議会を進めていく上で資料として、料金体系を直接させていただくのか、もしくは課題に対してどのように対応していくのか、資料としてどういった形で提示するかは事務局で検討させていただき、課題に関しての対応ということも次回の審議会でお示しさせていただきたいと思っております。

B委員：【資料5-2】パターン②と【資料5-3】パターン③は、現行の料金体系のままそのペーセンテージを上げるという推計になっていますが、5年を過ぎたあとの10年後にはこのパターンでいった場合、当期の純損益や資金残高が同じように推移していくというのが前提で考えているのか、5年後だけを考えているか教えてください。

事務局：今回の料金改定につきましては、算定期間が4年間で算定させていただいております。毎年経営状況を見直しさせていただきますが、4年後には料金を改定が必要かどうか再度審議会で検討させていただく予定としております。今回のシミュレーションでどこまでみているかと言いますと、10年間のシミュレーションを行っておりますが、料金は4年間で必要な額で改定を行った結果が算出されております。

会長：それでは、ほかに無いようですので、今日の意見交換を通じまして水道事業の経営の厳しさを委員の皆様も十分に理解できたかと思います。水道事業は市民生活に非常に大きな影響を及ぼすものですから、コロナの影響もありますからできる限り改定率を低く抑えるような改定案を事務局の方からご提案いただき次回資料をご提示いただけたらと思います。

事務局：ご指摘いただきましたとおり改定率につきましては、事務局としましてもできるだけ市民の皆様の負担を考えて抑制を検討していますが現状として赤字補填をうけていることや施設の更新時期を迎えてのことから資料を用意させていただきました。また改めまして、今ほどのまとめを受けましてどのような対応ができるか検討させていただけたいたいと思っております。

(2) その他

会長：それでは「審議(2)その他」について、事務局から提案はありますでしょうか。

事務局：事務局からは特にありません。

会長：それでは本日の審議は以上となります。皆様大変お疲れさまでした。以降の進行は、再び事務局へお返ししますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

5 その他

(1) 第3回審議会について

事務局：それでは、「5その他(1)第3回審議会について」ですが、第3回審議会は9月8日（水）午後1時30分からこの大会議室で予定しています。後日案内文書を送付いたします。なお、第3回審議会は今ご審議いただいた内容まとめをいただきましたので、次回はパターンをどのように掘り下げて検討を行えるか資料を用意させていただいた上で、更に掘り下げて御審議頂きたいと考えております。

第1回、第2回審議会は事務局からの説明に多くの時間を要したが、次回は説明をまとめさせていただき、十分なご審議をいただけるようにしたいと考えております。

(2) その他

事務局：続きまして、「(2)その他」についてですが、事務局では特にございませんが、全体を通してでも結構ですので、何かありましたらお願ひいたします。

会長：今日の審議会は2時間ほどかかりますが、事務局から提示いただいた資料を一回で理解するのは困難です。もう一度資料をご覧なっていただいて、疑問点等ありましたら事務局に直接ご連絡いただければ次回につながるかと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございます。連絡いただければお答えさせていただきます。「5その他」は以上とさせていただきます。

6 閉会

事務局：以上をもちまして、第2回の審議会を終了させていただきます。大変長時間お疲れ様でした。

以上